

危機管理本部行財政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 川崎市行財政改革推進本部設置要綱（14川総行革第6号）第7条第1項の規定に基づき、危機管理本部行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、本部の行財政改革に係る事項について、検討し、及び実施し、並びに実施項目の進行管理を行う。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長及び副本部長並びに本部員をもって組織し、別表に掲げる職の者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が召集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、危機管理部において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

名称	補職名
本部長	危機管理監
副本部長	危機管理部長
本部員	危機対策部長
	危機管理部担当課長
	危機対策部担当課長